

『応用心理学研究』投稿倫理規程

「応用心理学研究」(以下、本誌)に投稿される論文は、以下の投稿倫理規程を遵守することとする。投稿される論文(もしくは、報告される研究)は、研究倫理に則って行われ、その旨が論文に記載されていなければならない。また、日本応用心理学会(以下、本学会)編集委員会等の要求により、必要な書類を提出することが求められることもあるので、研究実施の記録を保管しておくことが望ましい。

(研究倫理委員会等の承認)

第1条 投稿された論文の研究を実施するにあたり、研究を実施した機関の倫理委員会(もしくは、これに準ずる組織)の承認を得ていることが望ましい。

(研究倫理に関する記載)

第2条 倫理委員会の承認を得た場合には、その旨を論文に記載する。

2 倫理委員会の承認を得ていない場合は、以下の項目について適切な対応がなされたことを、論文中に報告しなければならない。

- (1) 書面、または、他の適切な方法により研究参加者に参加の同意を得る。
- (2) 研究参加者に、研究の目的や趣旨が十分伝わるように教示する。
- (3) 研究参加者に、研究の目的や趣旨を十分理解させた上で参加を依頼し、強制や虚偽の教示を行わない。ただし、研究の真の目的を知らせることにより、研究参加者の真の反応を引き出すことができず、研究の学術的価値を減じるためやむをえないと判断した場合に限ってのみ、虚偽を用いた研究行為が可能である。その場合は、できるだけ早く、遅くとも研究終了時点で研究参加者に虚偽の説明があったことを伝え、真の目的を知らせる。
- (4) 研究参加者が自由意志により実験や調査を途中で中断することを保証し、研究に先立ち、研究者はそのことを研究参加者に伝える。
- (5) 研究参加者に、データ使用(結果の公表)についての許可を得る。
- (6) 研究を進める上で、許可を得ずに研究参加者に苦痛や不快感、過剰な負担等を与えるような手続きや操作をとらない。仮に不快感を喚起させるような手続きがとられた場合には、適切な事前、及び事後の対応をする。
- (7) 研究終了後、研究に関する十分な説明(ディブリーフィング)を行う。
- (8) 人以外の被験体を用いて実験する際、被験体に必要以上の苦痛を与え虐待するような手続きをとらない。

3 投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体等にかかる利益相反(Conflict of Interest; COI)がある場合には開示する。

(人権の尊重)

第3条 日本国憲法および国際人権規約に基づき、ウィーン宣言(1993年6月25日 国連世界人権会議採択)を視野に入れるなどして、自らの研究や実践活動の対象となる個人や組織、社会に対して常にその尊厳を尊重しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを尊重し、基本的人権や社会的規範を侵す行為を行ってはならない。
- (2) 精神的・身体的な危害を加える行為を行ってはならない。

(二重投稿および分割投稿の禁止)

第4条 本誌に投稿される論文はオリジナルの論文であり、以下の項目を遵守しなければならない。

- (1) 投稿された論文は、他の学術誌に既発表または投稿中の論文と同一または極めて類似した内容のものであってはならない。
- (2) 1つの論文として発表することが可能な研究結果を複数の論文に分割して投稿してはならない。
- (3) 以前に本誌で公表した論文（短報は除く）に、データや事例を増やしただけ、あるいは一部を改編しただけの修正で、新たに投稿してはならない。
- (4) 他学会誌等で公刊された、もしくは投稿中の論文で使用したデータを用いて投稿する際には、その旨を記述するとともに、その論文とは異なる視点でのデータ解析や独自性の高い分析が行われ、その違いが明確にわかるような記述がなされていなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 投稿された論文に用いたデータや個人情報は、個人情報保護法を踏まえ、適切に保護されなければならない。

- 2 論文において、研究対象にした個人や施設が特定されるような記述を行わない。
- 3 個人情報を含む研究データは適切に管理しなければならない。

(論文の虚偽記載等)

第6条 投稿された論文のデータや手続き、分析において、虚偽の記載を行ってはならない。

- 2 データ捏造や改ざんを行ってはならない。
- 3 他の著作物から引用する場合には、出典を明記し、盗用や剽窃とならぬよう留意しなければならない。

(著作権の侵害)

第7条 投稿者は他論文の引用にあたり、著作権を侵害しないようにしなければならない。

- 2 著作権に関する認可の取得は、投稿者（著者）の責任にて行う。
- 3 外国で開発された尺度等の日本語版を作成する場合には、その著作権者からの許可を文書にて得、投稿時にそのコピーを添付する。
- 4 他論文の図表をそのままの形で引用する場合、著作権者の許可を得、許可を得た旨とその出典を明記する。
- 5 他論文の文章をそのまま引用する場合には、引用箇所がわかるように記載する。
- 6 他論文のデータを使用する場合には、著作権者の許可を得る。

(権利関係)

第8条 当該論文の完成に意義ある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者のみ全員が連名者となり、それ以外に研究に寄与した者については謝辞や脚注でそのことを記す。

- 2 連名者の記載順序は、その研究への貢献の程度を反映していなければならない。
- 3 投稿者は、投稿に先立ち、名前を記載することと記載順について、連名者全員の承諾を得る。
- 4 審査中に連名者が変更になる場合は、その理由を編集委員会に届け出る。

(掲載論文の取り消し)

第9条 以下の問題が生じた場合には、すでに掲載された論文であっても、掲載を取り消すことがある。その審議と決定は、編集委員会が常任理事会との協議のもとで行う。

- (1) データ捏造等虚偽の記載、盜用や剽窃が判明した場合。
 - (2) 二重投稿であることが判明した場合。
 - (3) 掲載論文に倫理上の問題が判明した場合。
 - (4) その他、編集委員会が問題とする事項が起きた場合。
- 2 編集委員会は、掲載論文の取り消しの決定を行ったときは、すみやかに当該論文の著者に通知するとともに、本誌上および本学会のホームページ等で告知することとする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、編集委員会の議を経て決定し、常任理事会の承認を得るものとする。

付則 1. 本規程は、2020 年 9 月 5 日から施行し、2020 年 4 月 1 日から適用する。